

2016年7月15日

日本銀行金融市場局

共通担保オペ（本店貸付）の2016年度対象先公募について

1. はじめに

- 日本銀行では、次のスケジュールで、共通担保オペ（本店貸付）の対象先を公募し、現在の対象先を見直すこととしました^(注)。

(注) 共通担保オペの取引方法等については、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)に掲載している「共通担保オペ（全店貸付）および共通担保オペ（本店貸付）の取引概要」をご覧ください。

▼公募スケジュール

公募開始日	2016年7月15日
公募締切日	2016年9月2日午後3時
選定結果の公表	2016年10月中旬以降の予定
選定先との取引	選定結果の公表後所要の準備が整い次第開始

2. 対象先の選定

- 対象先は、「共通担保オペ（本店貸付）の対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以 上

<照会先>

日本銀行 金融市場局

市場調節課 オペレーション企画グループ

田上 (03-3277-1277)

浜野 (03-3277-1272)

共通担保オペ（本店貸付）の対象先選定基準・手続

1. 公募先数

- 対象先となることを希望する先の中から、50先を選定します。

2. 対象先としての役割

- 金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) 共通担保オペ（本店貸付）に積極的に応札すること
 - (2) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (3) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

3. 対象先としての必須基準

- 対象先は、次の要件を満たしている必要があります。
 - (1) 日本銀行本店の当座預金取引先である金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社または短資業者であること（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除きます。）^(注1)。

(注1)・金融機関とは、日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいいます（以下同じです。）。

・金融商品取引業者とは、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます（以下同じです。）。

・証券金融会社とは、日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいいます（以下同じです。）。

・短資業者とは、日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいいます（以下同じです。）。

(2) 日本銀行本店との当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること。

(3) 日本銀行が行う共通担保オペ（全店貸付）の対象先であること。

(4) 2016年6月中（7月29日までに申請書を提出する場合）、7月中（8月1日から8月31日までの間に申請書を提出する場合）または8月中（9月1日または9月2日に申請書を提出する場合）の適格担保差入平残が500億円以上であること。

—— 適格担保差入平残の定義および確認方法は、「共通担保オペ（本店貸付）の対象先選定への応募にあたっての留意事項」（別添2）1. を参照して下さい。

(5) 公募開始日直前の決算期末（中間決算期末を含みます。以下同じです。）において、自己資本比率等が以下の要件を満たすこと、または、公募開始日直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が以下の要件を満たすようになったと確認できること。

—— 公募開始日直前の決算期末の自己資本比率等が、公募締切日までに判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。

—— 公募締切日において初回の決算期末が到来していない先であっても、次の先は応募が可能です。

イ. 何れかのオペの対象先としての資格の移管が認められた先

ロ. 日本銀行に決算期末の自己資本比率等を報告していた他の金融機関等との合併、当該他の金融機関等からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関等からの会社分割による事業の全部承継を受けた先

<自己資本比率等の要件>

金融機関：

①国際統一基準適用先については連結および単体自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については同 4%以上であること。国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先（ただし、外国銀行を除きます。）については、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。さらに、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

②金融機関の親会社が銀行持株会社である場合には、①に加え、銀行持株会社の連結自己資本比率が、国際統一基準適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については 4%以上であること。さらに、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

③外国銀行にあっては、その母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会）に

に基づき定められた規制の適用を受ける先（以下「バーゼル III 適用先」といいます。）については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5% 以上、Tier1 比率 6% 以上および総自己資本比率 8% 以上であること。その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988 年 7 月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004 年 6 月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受ける規制により算出された自己資本比率が 8% 以上であること。その母国において該当する規制が存在しない場合には、銀行法に準じて算出される当該外国銀行（以下「銀行法準用先」といいます。）にかかる自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5% 以上、Tier1 比率 6% 以上および総自己資本比率 8% 以上であること。さらに、法令（バーゼル III 適用先については当該外国銀行の母国の法令をいい、銀行法準用先については当該外国銀行に準用される銀行法をいいます。以下同じです。）により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

- ④①、②または③において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、①、②または③に定める資本バッファ比率の要件を満たすものとみなします。

金融商品取引業者：

- ①自己資本規制比率が 200% 以上（ただし、外国法人である金融商品取引業者（以下「外国金融商品取引業者」といいます。）で、当該外国金融商品取引業者を実質的に支配している会社の保証がある場合には、150% 以上）であること。
- ②特別金融商品取引業者（金融商品取引法第 57 条の 2 第 2 項に規定する特別金融商品取引業者をいいます。以下同じです。）である場合には、①に加え、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 22 年金融庁告示第 128 号）に基づき算出された連結自己資本規制比率が 200% 以上であること。
- ③特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社（金融商品取引法第 57 条の 12 第 3 項に規定する親会社をいいます。以下同じです。）である場合には、①および②に加え、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 22 年金融庁告示第 130 号。以下「川上連結告示」といいます。）第 2 条および第 3 条に基づき算出された連結自己資本規制比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5% 以上、Tier1 比率 6% 以上および総自己資本規制比率 8% 以上であること。
- ④川上連結告示第 4 条に基づき算出された連結自己資本規制比率が 200% 以上であるときは、③の要件を満たすものとみなします。
- ⑤川上連結金融商品取引業者である場合には、①、②および③に加え、連結資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。ただし、連結資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、連結資本バッファ比率の要件を満たすものとみなします。

証券金融会社および短資業者：

- 自己資本比率（金融商品取引業者の自己資本規制比率に準じて算出します。）が 200% 以上であること。

<流動性カバレッジ比率の要件>

金融機関：

- ①金融機関（ただし、外国銀行を除きます。）については、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ②金融機関の親会社が銀行持株会社である場合において、当該銀行持株会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合は、①に加え、銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ③①または②において、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、①または②に定める流動性カバレッジ比率の要件を満たすものとみなします。

金融商品取引業者：

川上連結金融商品取引業者である場合には、連結流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。ただし、連結流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、連結流動性カバレッジ比率の要件を満たすものとみなします。

(6) 公募開始日直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率、資本バッファ比率もしくは流動性カバレッジ比率が実質的に(5)に定める水準を下回るとみられる事情、その他信用力が十分でないと認められる特段の事情または別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。

- 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

4. 応募の方法

- 対象先となることを希望する先は、別添1の申請書を、2016年9月2日午後3時までに、本店その他国内における営業の本拠である営業所等の所在地を業務区域とする日本銀行本支店（本店の場合には金融市場局オペレーション企画担当部署（本店新館4F）、支店の場合には営業課または総務課）まで提出して下さい。

なお、2015年6月11日から2016年6月10日（オファーベース）までの間に共通担保オペ（本店貸付）を実施しなかったことから、今回の公募においては、公募開始日現在の対象先（以下「既存先」といいます。）は全て新規先として扱うこととします。

- 申請書については、一金融機関一枚の申請書をご提出頂きます。複数のオペの対象先となることを希望する先で、オペ毎に担当部署が異なる場合には、各担当部署でご相談のうえ、ご対応下さい。

区 分	該当する先
新規先	公募開始日現在で共通担保オペ（本店貸付）の対象先でない先
【参考】 既存先 (シード先)	公募開始日現在で共通担保オペ（本店貸付）の対象先である先のうち、落札シェア ^(注2) が上位の先から順に、当該シェアの合計値が90%に達するまでの範囲に属する先
【参考】 既存先 (非シード先)	公募開始日現在で共通担保オペ（本店貸付）の対象先である先のうち、既存先（シード先）以外の先

(注2) 公募開始日現在の対象先毎に、次の算式で算出します。

$$\text{ある対象先の落札シェア} = \frac{\text{ある対象先の落札総額}^{(注3)}}{\text{全対象先の落札総額}^{(注4)}} \times 100$$

(注3) 2015年6月11日から2016年6月10日（オファーベース）までの間にある対象先にオファーを行った場合における共通担保オペ（本店貸付）における当該先の落札総額

(注4) 2015年6月11日から2016年6月10日（オファーベース）までの間にある対象先にオファーを行った場合における共通担保オペ（本店貸付）における全対象先の落札総額

5. 選定方法

(1) 応募先数が50先以内の場合

- 3. の必須基準を満たし、かつ2. の役割の遵守を確認している応募先（申請書を提出した先をいいます。以下同じです。）の数が50先以内の場合には、すべての応募先を対象先として選定します。

(2) 応募先数が50先を超える場合

- 3. の必須基準を満たし、かつ2. の役割の遵守を確認している応募先の数
が50先を超える場合には、応募区分の別に応じ、次の①および②により対象先
を選定します。

① 応募区分が既存先（シード先）＜該当先なし＞である応募先

- すべての応募先を対象先として選定します。

② 応募区分が既存先（非シード先）＜該当先なし＞または新規先である応募先

イ. 次の（イ）および（ロ）の計数等を点数化します。

（イ）適格担保差入平残

（ロ）共通担保オペ（全店貸付）の落札実績

ロ. イ. （イ）の計数の点数化方法

- 適格担保差入平残評価点は、次の算式で点数化します。

$50 \text{ 点 (満点)} \times \frac{\text{応募先の順位}}{\text{既存先 (非シード先) および新規先数}}$

—— 上記の算式中の「応募先の順位」とは、2016年6月中（7月29日まで）に申請書を提出する場合、7月中（8月1日から8月31日までの間に申請書を提出する場合）または8月中（9月1日または9月2日に申請書を提出する場合）の適格担保差入平残の小さい先から順に順位を付したものをいいます。

ハ. イ. (ロ) の計数の点数化方法

- ▶ 共通担保オペ（全店貸付）落札実績評価点は、次の算式で点数化します。落札実績がゼロである先の落札実績評価点はゼロ点とします。

$50 \text{ 点 (満点)} \times \frac{\text{応募先の順位}}{\text{落札実績がゼロでない既存先 (非シード先) および新規先の数}}$
--

—— 上記の算式中の「応募先の順位」とは、共通担保オペ（全店貸付）の落札実績^(注5)の小さい先（ただし、落札実績がゼロである先を除きます。）から順に順位を付したものをいいます。

(注5) 2015年6月11日から2016年6月10日（オファーベース）までの間のある既存先（非シード先）および新規先の共通担保オペ（全店貸付）の落札総額を、同期間の当該先に対する同オペの総オファー回数で除して算出。

ニ. 応募区分が新規先である応募先のうち対象先とする先

- ▶ 応募区分が既存先（非シード先）または新規先である応募先を、ロ. およびハ. による点数の合計値の高い先から順に順位を付し、その順位が公募先数（50先）から①により対象先として選定した先数を引いて得られる数以内の新規先である応募先を対象先として選定します。

—— ロ. およびハ. による点数の合計値が同じ先については、ハ. の点数の高い先から順に順位を付します。

ホ. 応募区分が既存先（非シード先）である応募先のうち対象先から外す先

- ▶ 応募区分が既存先（非シード先）である応募先のうち、ニ. により対象先として選定した新規先との入替えにより対象先から外す先は、ロ. およびハ. と共通担保オペ（本店貸付）落札実績評価点（100点満点）の合計値が低い先から順に選びます。

- ▶ 共通担保オペ（本店貸付）落札実績評価点は、次の算式で点数化します。落札実績がゼロである先の落札実績評価点はゼロ点とします。

$100 \text{ 点 (満点)} \times \frac{\text{応募先の順位}}{\text{落札実績がゼロでない既存先 (非シード先) 数}}$
--

—— 上記の算式中の「応募先の順位」とは、共通担保オペ（本店貸付）の落札実績^(注6)の小さい先（ただし、落札実績がゼロである先を除きます。）から順に順位を付したものをいいます。

（注6）2015年6月11日から2016年6月10日（オファーベース）までの間のある既存先（非シード先）の共通担保オペ（本店貸付）の落札総額を、同期間の当該先に対する同オペの総オファー回数で除して算出。

—— 適格担保差入平残評価点、共通担保オペ（全店貸付）落札実績評価点および共通担保オペ（本店貸付）落札実績評価点の合計値が同じ先については、共通担保オペ（本店貸付）落札実績評価点の低い先から順に選びます。

6. 対象先の選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します（原則として、新規先には申請書にご記入頂いた連絡先の第1順位の方に通知します。既存先には日本銀行金融市場オンラインにより通知します。）。また、対象先として選定した先は公表しません。

<日本銀行金融市場オンラインを利用していない皆様へ>

共通担保オペ（本店貸付）の対象先となった場合には、日本銀行金融市場オンラインを利用させていただく予定です。日本銀行金融市場オンラインの導入準備には一定の期間を要しますので、日本銀行金融市場局までお早めにご連絡いただくようお願い致します。

以 上

流動性リスク管理のチェック・ポイント

1. リスク管理にかかるガバナンス体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 流動性リスク管理を経営上の重要な要素として位置付け、経営陣が管理体制の整備に十分コミットしているか。 (2) リスク管理方針の策定、リスク管理責任者の設置と権限付与、経営陣への報告体制の確立といったリスク管理体制を適切に確立しているか。 (3) 流動性リスク許容度の設定や危機時のコンティンジェンシー・プランの策定が、基本的な流動性リスク管理方針と整合的か。
2. 流動性リスク・プロファイルの把握とバランスシート運営	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自行・社・庫の業務展開、ビジネスモデルに応じた流動性リスク・プロファイルの把握が適切に行われているか。 (2) 預金という安定的な資金調達源を持たない金融機関は、その流動性リスク・プロファイルに見合った頑健なリスク管理体制の構築に努めているか。 (3) 流動性に影響を及ぼし得る潜在的な要因へのリスク管理面での目配りは十分か。 (4) 資金の運用・調達構造自体、すなわち、運用・調達のバランス、期間別のミスマッチ、市場性調達への依存度等は調達力に見合っているか。 (5) 偶発債務の規模が調達力対比で過大でないか。 (6) 先行きの運用・調達方針では、資金調達面での限界を考慮に入れない形で、市場流動性が低く、資金化やポジション解消が困難化しやすい資産の積み上げが容認されていないか。
3. 日々の資金繰りの安定性確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 必要な資金を安定的に調達し、円滑に決済を行いえているか。 (2) 調達レートの上昇など取引レートに特段の動きはないか。 (3) 日々の要調達額が資金調達力との対比で過大になっていないか。 (4) 日本銀行適格担保を含む担保繰りに問題はないか。 (5) 業務内容や主な資金調達手段の特性を勘案したうえで、資金調達先の大口集中を避け、資金調達手段の分散化・多様化を図っているか。 (6) 日中流動性の管理を適切に行っているか。 (7) 補完貸付の常態的な利用により、補完貸付以外の調達手段を確保する努力を怠るなど、自律的な流動性リスク管理がおろそかになっていないか。
4. ストレス局面での対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 様々なシナリオのもとでのストレステストを実施しているか。 (2) ストレステスト等を通じて想定される資金流出に対応して、資金化可能な流動資産を十分に確保しているか。 (3) 資金の出し手金融機関のリスク認識などの定性的情報を含め、「必要なときに、必要な資金を調達できるか」という資金アベイラビリティを確認しているか。

5. 緊急時における対応

- (1) 資金の逼迫度に見合った管理体制に移行する仕組みや業務運営において、緊急時の流動性面への影響を勘案する仕組みの整備を含めた適切なコンティンジェンシー・プランが策定されているか。
- (2) 調達環境の変化を適切に認識し、逼迫度に見合った管理体制に移行しているか。
- (3) 流動性面での制約の強まりを業務運営上勘案する仕組みが有効に機能しているか。
- (4) 実務上の対応において、逼迫度に見合ったポジション運営等、適切な流動性管理が行われているか。また、調達先・調達手段の拡充や資産売却等を含めて、追加的な流動性確保策が講じられているか。

6. グローバルな流動性リスク管理体制の整備（国際的に活動する金融機関）

- (1) 取扱通貨毎、海外拠点毎の流動性リスク・プロファイルを的確に把握しているか。
- (2) グループ内におけるクロスボーダー資金の量や期間構造を平時より把握しているか。
- (3) グループ内の資金活用が国際金融市場の環境変化によって受ける影響を把握しているか。
- (4) 危機時における各拠点間の資金融通について、グループ全体として統合的なかたちでコンティンジェンシー・プランを整備しているか。
- (5) 海外主要拠点での代替的調達手段は十分に確保されているか。

金融市場調節取引の対象先選定に係る申請書（2016 年度）

1. 当方は、下表の日本銀行が行う金融市場調節取引の対象先となることを希望します。

(1) 公募開始日現在において対象先でない金融市場調節取引のうち、本年度は対象先となることを希望する金融市場調節取引（新規先のみ記載）

—— 公募開始日現在において対象先である金融市場調節取引については、記載不要です（既存先は記載不要）。

※・希望する金融市場調節取引の右欄に○を記入。

・共通担保オペ（全店貸付）の対象先となることを希望する場合は、加えて、希望する貸付店、取引店舗を記入。

金融市場調節取引の種類	希望記入欄
共通担保オペ（全店貸付）	・貸付店：日本銀行_____ ・取引店舗： 当方_____
国債売買オペ	
国庫短期証券売買オペ・ 国債現先オペ	
国債補完供給	

(2) 本年度対象先となることを希望する金融市場調節取引（既存先・新規先とも希望する場合は必ず記載）

—— 公募開始日現在において対象先である金融市場調節取引についても、記載が必要です。

—— 共通担保オペ（本店貸付）、手形売出オペ、C P等買現先オペについては、本年度は、希望する先の全てを新規先として取扱います。

※希望する金融市場調節取引の右欄に○を記入。

金融市場調節取引の種類	希望記入欄
共通担保オペ（本店貸付）	
手形売出オペ	
C P等買現先オペ	

（金融機関等名、金融機関コード・4桁）

2. 当方は、以下の諸点を確約します。

- (1) 当方は、希望する金融市場調節取引の対象先に選定された場合には、選定された金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる役割を遵守します。
- (2) 当方は、希望する金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる必須基準を満たしています。
- (3) 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、各金融市場調節取引の対象先選定に係る各流通市場における取引高、取引平均残高、取引先数、レート情報の提供内容もしくは売出手形等保有平均残高等の計数等または当該計数等を確認できる資料を速やかに提出します。
- (4) 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

平成 年 月 日 ^(注1)

(金融機関等コード・4桁) _____
(金融機関等名) ^(注2)
(役職名・代表者)

_____ ^(注3) 印 ^(注4)

日本銀行金融市場局長 殿

- (注1) 申請書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行の受付印の日付を提出日とみなします。
- (注2) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注3) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。
- (注4) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの(署名鑑届出者については届出済の署名)を使用して下さい。

■ 金融市場調節取引の対象先選定に係る申請書および選定結果の通知^(注)に関する連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい。）

(注) 既存先には、日本銀行金融市場オンラインにより通知します。

	第1順位	第2順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mailアドレス		
住所：〒		

■ CP等買現先オペにおいて短期社債等の振替を行うための口座の開設状況

※CP等買現先オペの対象先となることを希望する先は、該当する区分にチェック☑を記入。

1. 株式会社証券保管振替機構に短期社債等の振替を行うための口座を開設している「機構加入者」です。
2. 1. には該当しませんが、口座管理機関に短期社債等の振替を行うための口座を開設しています。口座を開設している口座管理機関は、_____です。
3. 1. および2. のいずれにも該当しません。

(金融機関等名)

--

共通担保オペ（本店貸付）の対象先選定への応募にあたっての留意事項
（2016 年度選定）

1. 適格担保差入平残

- 適格担保差入平残とは、算出月の 1 日から算出月の末日までの日々の適格担保差入額（適格担保^{（注1）}の担保価額合計額から代理店契約に基づく保証額および歳入代理店契約に基づく保証額の合計額を差引いた額をいいます。以下同じです。）^{（注2）}を合計し、これを暦日数で除した値（円位未満切捨て）をいいます。

（注1）適格担保とは、日本銀行と金融機関等との間の「担保に関する基本約定」または「担保に関する基本約定（適格外国債券担保用）」に基づく担保をいいます。

（注2）営業日以外の日（土曜日、日曜日および祝日）の適格担保差入額は、その直前の営業日の適格担保差入額とします。

- 応募先は、2016 年 6 月中（7 月 29 日までに申請書を提出する場合）、7 月中（8 月 1 日から 8 月 31 日までの間に申請書を提出する場合）または 8 月中（9 月 1 日または 9 月 2 日に申請書を提出する場合）の適格担保差入平残を算出し、「共通担保オペ（本店貸付）の対象先選定基準・手続」**3.（4）**の必須基準を満たしていることを確認のうえ、応募して下さい。
- 各営業日における適格担保差入額は、「所要担保価額」（日本銀行金融ネットワークシステムの業務処理区分「所要担保価額」（コード 534201）の出力データです。「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」を参照して下さい。）により、算出できます。

▼ 各営業日における適格担保差入額

＝ 担保価額合計額－（代理店保証額^{（注3）}＋歳入代理店保証額^{（注4）}）

（注3）与信種類コード「90」の所要担保価額

（注4）与信種類コード「91」の所要担保価額

- 2016 年 6 月 1 日から同月 30 日までの間、7 月 1 日から同月 31 日までの間または 8 月 1 日から同月 31 日までの間に、他の金融機関等との合併、他の金融機関等から事業の全部譲受けまたは他の金融機関等から会社分割による事業の全部承継を受けた応募先は、合併した金融機関等、事業の全部譲渡を行った金融機関等または会

社分割による事業の全部承継を行った金融機関等の毎日の適格担保差入額を、自らの適格担保差入額に加えることができます。

2. 対象先が合併、事業譲渡または会社分割を行う場合の取扱い

- 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます。）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社に対象先としての必須基準（「共通担保オペ（本店貸付）の対象先選定基準・手続」の3.（1）から（6）まで）を満たしていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。
 - （1）対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです。）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。
 - （2）対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、共通担保オペ（本店貸付）に関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。
- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との共通担保オペ（本店貸付）について、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。
- 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループに前広にご連絡下さい。

以 上